

女性

法的権利

23.01 米国国務省 2005 年報告書では、次のように述べている。

「特定分野での女性の雇用を妨げる法律は存在しないが、慣習や宗教的慣行によって女性が差別を受けることは多い。ナイジェリア NGO 連合は、民間部門、特に雇用機会、職位上の昇格、及び給与の平等などに関して女性に対する差別が続いていることに懸念を表明している」

「...学問やビジネスの世界において著しい成功をおさめている女性も一部いるが、全般的には女性は依然として恵まれない状況にあると言える。女性の土地所有は法的には妨げられていないが、慣習的な土地保有制度のもとでは土地所有を許されるのは男性に限られており、女性が土地へのアクセスを得られるのは結婚または家族を通じてのみである。また、慣行上、女性が夫の財産を相続することが認められていない場合も多い。未亡人となった女性は、伝統的慣習や経済的窮乏などの結果、不利な条件で生活することを強いられている。未亡人に対する剥奪行為として最も一般的である「幽閉」は、特に東部地域でよく見られる慣習である。幽閉状態を強いられる女性は 1 年間にわたり行動の制約を受け、通常は剃髪して黒い服を着用することを義務付けられる。他の地域では未亡人は夫の財産と考えられ、夫の家族による「相続」の対象となっている。シャリアの属人法では未亡人の財産権は保護されており、ある NGO の報告では、多くの女性がシャリア法廷において権利保護に成功しているという」[3a] (Section 5)

政治的権利

23.02 The 米国国務省 2005 年報告書では、次のように述べられている。

「市民 [成人男性及び女性] には普通選挙権に基づいて定期的で自由かつ公正な選挙を通じて政府を平和的に変える権利が法律によって付与されているが、最近の 2003 年国政選挙においては、政府を変更する市民の権利は削減されている」
[3a] (Section 3)

社会的経済的権利

23.03 米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている。

「特定分野での女性の雇用を妨げる法律は存在しないが、慣習や宗教的慣行によって女性が差別を受けることは多い。ナイジェリア NGO 連合は、民間部門、特に雇用機会、職位上の昇格、及び給与の平等などに関して女性に対する差別が続いていることに懸念を表明している。「妊娠させて解雇する」方針をとっている企業もいくつかあるという信頼に足る複数件の報告もなされている。公共部門での女性の進出は依然として少ないものの、国内の非公式経済では女性は活発かつ重要な役割を果たしている。実業界での女性雇用数は毎年増加の傾向にあるが、男性と同等の仕事に対して同等の給与を受けておらず、商業的融資を受けることや一家の長として課税控除や税金の還付を受けることは極めて難しい状況である。特に未婚の女性は様々な形の差別に堪えることを強いられている」[3a] (Section 5)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

女性に対する暴力

23.04 The 米国国務省 2005 年報告書では次のように述べている。

「家庭内暴力は、社会に広くはびこっており [2005 年現在]、しばしば社会的にも容認されるものとなっている。夫婦間の虐待行為、特に妻に対する殴打の報告は枚挙にいとまがないほどある。家庭内の争いについて公然と議論されることはなく、警察も介入しないのが普通である。刑法でも、視力・聴力・会話力の喪失、美観を損なう顔面損傷、あるいは生命に危機を及ぼす暴力などの‘重大な危害’をもたらす結果とならない限り、夫が身体的手段を使って妻を折檻することは認められている。より伝統的色彩の強い地域では、女性が夫の虐待行為を正式に訴え出た場合でも、その虐待レベルが地域の慣習的な規範を逸脱していない限り、警察も裁判所も女性の保護のために介入することに関心を示さない。2003 年のナイジェリア人口健康調査 (NDHS) によれば、料理を焦がしたとか、時間通りに料理をしなかったなどを含む特定の理由の少なくとも 1 つが該当すれば、夫が妻を殴ったり叩いたりすることは正当化されると答えた女性は 64.5 パーセント、男性は 61.3 パーセントであったという」 [3a] (Section 5)

23.05 2005 年 5 月に発表されたナイジェリアでの女性に対する家庭内暴力に関するアムネスティ・インターナショナル (AI) の報告書『届かぬ声—女性に対する家庭内暴力』では、次のように報告されている。

「世界中の多くの国同様、ナイジェリアにおいても家庭や共同体の一部の成員から暴力を受けている婦人や女兒は非常に多い。こうした暴力の犠牲となっている女性はあらゆる年齢層及びあらゆる社会経済集団にわたり、農村部と都市部の区別なくいずれの共同体においても女性に対する暴力がみられる。公式統計が存在しないためこうした暴力被害の範囲を推定することはできないが、驚くほど苛烈な暴力が振るわれていることがいくつかの調査によって示されている。ナイジェリア女性の 3 分の 1、一部の集団では 3 分の 2 近くもの女性が、家庭内における身体的、性的あるいは心理的な暴力を経験していると考えられている」 [12a] (p1)

「...女性に対する暴力及び家庭内の暴力は、一般的にはプライベートな領域の出来事とみなされており、外部社会による監視の目を逃れている。また、この社会における沈黙の文化によって、そうした犯罪行為の加害者ではなく被害者のほうに汚名が着せられるという事情が補強される結果となっている」 [12a] (p2)

「...家庭内での女性に対する暴力は、ナイジェリアでは結婚生活において堪え忍ぶべき現実としてとらえられている。家庭内での女性への暴力に関する世論の調査として唯一知られている調査では、妻を殴ることを正当化している女性及び男性の比率が最も高いのはナイジェリアの北部 - 中部地帯で、最も低いのがラゴス州を含む南部 - 西部地帯であることが示されている。また、この比率は都市部よりも農村部のほうが相対的に高いことも判明している」 [12a] (p6)

「...家庭内における強姦その他の暴力犯罪が実際に告発されることはきわめて少なく、加害者が法の裁きを受けるケースもほとんど見られない。性的暴力の汚名

は加害者ではなく被害者に向けられることから、大半の女性はそうした犯罪行為の告発に踏み切ることはないのが実情である」 [12a] (p7)

「...家庭内でのその他形態の暴力についても、様々理由から女性は沈黙を強いられている。警察に届け出てもまともな対応をしてもらえないため、警察に苦情を訴え出る意味はないと女性たちは考えている。関係の破綻や経済的不安定さに直面する不安から、長期間の同棲や結婚生活を営んでいる女性が黙って身体的虐待を堪え忍んでいる場合もある」 [12a] (p7)

「...女性たちのほうも、人権意識がなかったりあるいは家庭内での女性に対する暴力を当局が人権侵害として認めていることを知らない場合も多い。利用できる法的救済措置についての知識が女性の側にないことも、家庭内暴力の告発が少ない原因の 1 つとなっている。虐待を行うパートナーを法に基づき裁こうとすれば、暴力的な報復を受ける可能性があることを女性側が恐れている可能性も考えられる」 [12a] (p7)

「家庭の平和を乱すなどか家族に恥をかかせるなという圧力が親戚の者たちからかかる場合もある。夫の猛烈な暴力によってつい最近歯を数本失いその他にも怪我を負わされたある女性は、結婚生活の問題は自分の力で解決せよと実の兄弟からも強く言われている」 [12a] (p7)

目次へ戻る
資料リストへ

強姦

23.06 ナイジェリアでの女性に対する家庭内暴力に関する前出の AI 報告書では、次のように述べている。

「ラゴス州その他南部諸州では、強姦に関して刑法は次のように規定している。

『婦人若しくは女兒と非合法的肉体的交際を行った者は、それが相手の合意無しに、又は暴力若しくは何らかの脅迫若しくは威嚇手段、又は危害を及ぼす恐怖、又は当該行為の性格に関する虚偽表示及び詐欺的表示により得られた合意、あるいは既婚婦人の場合、その夫を演じることによって得られた合意のもとで行われた場合には、強姦と称される違法行為により有罪となる』（刑法第 357 条）」 [12a] (p26-27)

「強姦には終身禁固刑が科される。ただし、「非合法的肉体的交際」の定義によって強姦罪が成立するのは挿入した場合に限られている。さらに、定義（「夫と妻以外の間で行われる肉体的結合」）では、夫による彼の妻に対する強姦は非法とはみなされないことが明確に規定されている。夫に強姦された女性が告発できるとすれば、その容疑は暴行罪になるであろう」 [12a] (p27)

「...配偶者強姦を強姦の定義から排除している現在の法律は、暴力の形態としては最悪のものの 1 つを合法化していることになり、また、夫により強姦された女性に正義と救済への途を閉ざしている」 [12a] (p27)

23.07 米国国務省 2005 年報告書でも、次のような説明を行っている。

「強姦は違法であり、有罪判決の場合にはかなりの重罰が科されるが、社会的な圧力によって強姦の告発割合は低く、また同時に有罪判決に科される刑罰も減じられているのが実情である。強姦と性的ハラスメントが問題となっている状況は[2005 年においても] 続いている。性的ハラスメントを禁じた制定法は存在しないが、暴力的なものについては暴行関連法規のもとで裁かれる。雇用または大学の成績評価と引き換えに性的接待を要求する慣行も相変わらず一般的に見られる。また、大学で強姦が蔓延している状況も続いている」 [3a] (Section 5)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

暴力と強姦の被害者に対する国の保護

23.08 ナイジェリアでの女性に対する家庭内暴力に関する前出の AI 報告書では、次のように述べている。

「連邦及び州当局が女性に対する家庭内暴力の解決のための政策及びプログラムを構築できていないことは、安全な隠れ場所を緊急に必要とする女性に対する支援が不十分な実情に明らかにみてとれる。家から逃れざるを得なかった女性に対して当局は何の保護施設も提供していない」 [12a] (p11)

「...離婚や子供の監護権を求める訴訟には多くの金がかかり、ほとんどの女性の収入では手の届かないものである。そのため、家庭内での暴力を報道機関や NGO に訴え出て、自分の陥っている苦境への関心を集め法的な助言や援助を得ようとする女性もいる」 [12a] (p11)

「刑事裁判制度による保護は不十分で、警察や司法は家庭内暴力を家庭の問題として片付けてしまい、捜査や告発を行わないことも珍しくない。裁判に訴える数少ない強姦被害者たちも、屈辱的な証拠原則、法廷職員の見下した差別的な態度、ならびに正義が行われる可能性の低さに直面する。訴訟には禁止的とも言える費用がかかるため、家族は法廷外の示談で解決しようとする。こうしたケース、ならびに家庭内暴力や強姦に遭った女性が刑事裁判によって正義を獲得できないケースでは、国は、実効性があり入手可能な正義を女性に提供できておらず、救済を受ける権利を女性から奪うとともに、加害者は処罰を受けることなく野放しにされることになる」 [12a] (p12)

「...強姦や身体的暴行をはじめとする家庭内暴力を警察に訴え出た女性及び男性は、そこで人を見下したような非協力的な態度の対応を受けることも多い。ラゴスのある警察スポークスマンは、‘強姦の被害者が児童である場合か、あるいは夫が妻を殺してもしない限り’ 警察が家庭内暴力を真剣に受け付けることはない」とアムネスティ・インターナショナルに語っている。被害者に被せられる不名誉と医学的証拠を取得する困難さから、強姦事件が警察に届け出られることはほとんどない。強姦被害を申し立てた女性が自分の権利として女性警察官と話したいと主張することはできず、また、女性の権利や人権を担当する特定の窓口の設置も提案されているが、未だに実現されていない」 [12a] (p12-13)

「...性別に基づく家庭内での暴力に対する社会的不寛容は、ナイジェリアの法執行職員の間にも見て取れる。プライベートな問題あるいは家庭内の問題に介入する権利は国にはないとして、警察が家庭内暴力の申立てを却下することも多い。

警察職員は、暴力犯罪からの保護の提供どころか、申立人に対して家に帰って自分で問題を解決するように助言することさえしばしばある」 [12a] (p13)

「北部諸州でも適用される刑法では、ある種の家庭内暴力を明示的に容認している。男性は、‘矯正’行為が‘重大な危害’を招くような限度を超えない限り、自分の妻、子供あるいは召使いを‘矯正する’権利を有する（第 55 条）。ここでいう限度を超えた重度の障害とは、‘去勢、視力・聴力・会話力の恒常的喪失、身体部位または関節の喪失、骨折、歯の脱落、その他生命を脅かすあるいは被害者に多大な身体的痛みを生じさせるかもしれない’もしくは 20 日以上にわたり通常の生活を営むことを妨げるすべての傷害’が含まれる（第 241 条）。したがって、傷害の程度がこの限度よりも軽いもの、ならびにその原因となった暴力行為は法律で容認されていることになる」 [12a] (p23-24)

「どの法律も家庭内暴力を刑事罰の対象とはしておらず、そのため家庭内暴力を起訴するには一般的な暴行罪及びその他の刑事規定に拠らざるを得ない。妻に対する激しい暴力を含む身体的及び性的虐待行為は暴行罪に包含されている。性別に基づく暴力が行われた場所が加害者と被害者の両方が居住していたあるいは今後も居住し続ける可能性のある自宅内で起きた場合、法律ではその特定事件に対処することはできない」 [12a] (p24)

「...州レベルでは、当該州の多文化的構成を反映した複数の法体制が同時に機能している。制定法体系と平行して、慣習法や特定の範囲に関しては主にシャリアなどの宗教的慣習法も適用されている。こうした法体系の多くでは、家庭内の女性に対する暴力事件に対処することはできない」 [12a] (p24)

- 23.09 2005 年 8 月、在アブジャの英国高等弁務官室は、全国人権委員会委員長アルハッジ・ブハリ・ベッコから家庭内暴力の被害者に対する国の保護に関する情報を取得した。アルハッジ・ブハリ・ベッコは、次のように語ったという。

「NPFは女性からの要請よりも男性からの要請のほうに対してより積極的に対応するのが一般的であり、家庭内暴力についての女性からの申立てには十分に対応しない。警察は概して家庭内暴力事件は家族の中で解決すべき問題として介入することを嫌う。前職が検事であったベッコ氏は、警察が介入しなかった一連の家庭内暴力を繰り返した後に夫が妻を殺してしまった事件を何回も扱ったことがある」 [2a] (p2)

- 23.10 2005 年 8 月、在アブジャ英国高等弁務官室は、CLEEN 財団 [法執行教育センター] のインノセント・チュクウマから家庭内暴力の被害者に関する情報を取得した。チュクウマは次のように説明している。

「女性に対する犯罪の届出率は低い。犯罪を告発することを恐れる女性も少なくない。ナイジェリアではクロス・リバー州とエボニ州の 2 州を除いて、家庭内暴力に刑事罰は科されていない。また、ナイジェリアでは刑事訴訟法においても、夫による妻に対する折檻は極端にひどいものでなければ認められている。被害に遭った女性を支援する機構は存在していない。社会福祉省は家庭内暴力事件に対する対応を非政府組織に付託する傾向が見られる」 [2a] (p4)

- 23.11 2005 年 8 月、在アブジャの英国高等弁務官室は、全国人権委員会委員長アルハッジ・ブハリ・ベッコから女性に対する国の保護に関する情報を取得した。ベッコは、次のように語ったという。

「NPF [ナイジェリア国家警察] は、女性に無神経である。彼らは自らがわざわざ女性に対し威嚇や嫌がらせをすることさえある。例えば、客引きのために 1 人であるような女性を逮捕して賄賂をせしめようとする行為などである。中には警察に犯罪の告発を行う女性もいるが、予想される警察の対応態度に問題があるために犯罪の届出をしない女性もいる」

「...家庭内暴力、女性器割礼あるいは人身売買に直面した女性を助けるような法的規定はほぼ皆無である。規定がある場合でも、支援の程度はまったく不十分である。国家人身売買防止局及び連邦首都開発局はいくつかの保護施設と多少のカウンセリングを提供している。女性器割礼の被害者は地元での文化的圧力を怖がって告発に踏み切らないことも多い。女性の権利意識を高めるには大掛かりな公報キャンペーンが必要である」 [2a] (p2)

- 23.12 2005 年 8 月、在アブジャの英国高等弁務官室は、警察委員会委員長特別補佐官プリンス・エマニュエル・イベから家庭内暴力と強姦の被害者に対する国の保護に関する情報を取得した。イベは、次のように語ったという。

「女性の保釈に関しては、以前は女性が保釈保証人になることはできなかったが、これは次第に緩和されてきている。女性を保釈保証人にしなかったのはそのほうが女性を守ることになると考えられたからである。例えば、誰かが保釈中に逃亡した場合、その後始末は保証人が行うこととなるが、警察はそうした状況に女性を引き込むことを快く思わなかったのである」

「...保釈の問題以外には、女性に対して特定の差別が行われているということはない。女性が強姦などの犯罪を届け出たがらないのは、汚名を被ることを恐れることと、警察が真剣に対処しないためである。家庭の問題が事件となることもあるが、その大半は福祉関連機関が対応する社会的問題である。ただし、生命を脅かす恐れがある場合には警察は介入を試みる」 [2a] (p9)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

強制的結婚

- 23.13 ナイジェリアの一部の地域では若い女性が年齢の離れた年上の男性との結婚を強制されている。これについて、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は次のように述べている。

「バオバブの説明では、強制的結婚はナイジェリア北部地域で特によく目にする風習で、年上の男性との結婚を強制される若い女性にとっては不安の 1 つになる場合が多い。バオバブでは数多くの女性が北部地域から強制結婚を逃れてきていることを把握しているが、同時に南部地域からの逃亡者についても報告を受けている。自分の意思に反した結婚を強制されて北部地域から逃れる女性は、北部の別の州へ移住するかあるいは南部、特にラゴスに住むようになるという。彼女たちはいくつもある NGO から法的支援を求めることも可能であり、実際に支援を受けている女性もいる」

「強制結婚から逃れようとする女性はWACOLの援助を受けることができるが、WACOLではそうした問題の圧倒的多数の解決と当事者間の和解に力を貸してきていることを力説している。時には結婚年齢以下の未成年者が結婚を強制されるケースもあるという。最後に、本部があるアブジャまで来ることができる被害者しか助けられない現状をWACOLでは非常に残念に思っているとのことであった」[15] (p27)

目次へ戻る
資料リストへ

女性の割礼

- 23.14 女性の割礼 (FGM) はナイジェリアで広く実践されている文化的伝統であり、米国国務省 2005 年報告書では次のように述べられている。

「NDHS [ナイジェリア人口保健調査] の推計では、FGM を施された女性の割合は国内の全女性人口のおよそ 19 パーセントであり、過去 15 年の間にこの割合は徐々に減少してきている。FGM はナイジェリア全土で見られる風習であるが、特に南部地域でさかんに行われている。北部州の婦人や女兒が陰部縫合などの重症型の FGM を受けさせられる頻度は相対的に低い。女性が FGM を受ける年齢は生後 1 週間から第一子の出産までと一定していないが、NDHS の 2003 年調査に回答した女性のうち FGM を受けている人の 4 分の 3 が 1 歳の誕生日を迎える前に受けたと答えている。この調査によれば、FGM の主な「利点」といちおう考えられている理由としては、結婚前の純潔 / 処女性を守れること、被術者のほうがより良い結婚ができる可能性があること、男性にとってより多くの性的快感を与えられること（主として男性回答者による）、ならびに安産を助けるなどが挙げられている」

「連邦政府も公式にはFGMに反対の立場をとっているが、この習慣に歯止めをかけるような法的措置は何らとっていない。反FGM団体は連邦レベルでは相当な問題に直面したため、ほとんどの団体が活動の主力を州や地方自治体のレベルでの闘いに絞っている。バイエルサ、エド、オグン、クロス・リバー、オスン及びリバースの各州ではFGMを法的に禁止している。しかし、州議会でFGMが非合法化された後、NGOは州法が自治体レベルにも適用されることを地方自治体当局に納得させる必要があることに気付いた。FGMが及ぼす健康面での危害について地域社会を教育するために、保健省、婦人団体ならびに多くのNGOが大衆の意識を高めるいくつかのプロジェクトを後援している。彼らはFGMの風習の根絶を目指しているが、FGMの医学的な影響についての広報活動面での医療関係者との協調関係はごく限られたものとなっている」[3a] (Section 5)

- 23.15 2005 年 11 月に発表されたユニセフ [国連児童基金] ナイジェリアの FGM/C 国情調査では、さらに次のように述べている。

「ナイジェリアにおける 15 - 49 歳の女性のうち 19 パーセントが何らかの形態の FGM/C [女性性器切除 / 施術] 受けている。被術者比率は南部諸地域で特に高く、ほぼ 60 パーセントの女性が施術されている。年齢層（45 - 49 歳）が上がるにつれて割礼を受けている女性の割合も高くなり、15 - 19 歳の年齢層の約 2 倍（28%対 13%）であるが、これは悪習がすたれつつあることを示している」

「この風習については国内でも地域と民族により差が見られる。例えば、ヨルバ族の間では被術者の比率は 60 パーセントに達しているが、フラニ族、ハウサ

族、カヌーリ族やティヴ族の女性間では 1 パーセントに満たない数でしかない。地域間での差異も大きく、FGM/C の比率が最も高いのは南西部（57%）や南東部（41%）で、北東部（1.3%）あるいは北西部（0.4%）では極めて低い」

「2003 年の人口保健調査[DHS] のデータでは、女性の割礼廃止に対する支持は非常に高くなっている。FGM/C の風習について聞いたことがある 15 - 49 歳の女性のうち 66 パーセントがこの風習を止める必要があると考えている。女性の割礼に対して反対する意見は、農村部や教育水準の低い女性よりも都市部ならびに教育水準の高い女性の間に多く聞かれる」

「FGM/C の廃止を支持している女性の 3 分の 1 以上が、反対の理由として ‘女性にとって性的快感が高くなるから’ と答えている。 ‘医学的に問題が少なくなるから’ と答えた女性も 34 パーセントいる。その他の理由としては、痛い思いをしなくて済む、男性により多くの性的快感をもたらすから、あるいは宗教に反するからといった理由が挙げられている」

「最新の DHS の統計によって、FGM/C を受けている若い女性のうちの 85 パーセントが 1 歳から 4 歳の間に手術を受けていることが判明している。幼児期の早い段階で割礼を受ける女児の比率は、地域及び民族によって著しい違いがみられる。例えば、イグボ族やヨルバ族の女児の 90 パーセント以上が早期乳児期に割礼を施されているが、その他の民族集団での比率は 45 パーセントである」

「ナイジェリアの婦人の 10 パーセントが、自分の娘のうち少なくとも 1 人は割礼を受けさせていると報告している。婦人の年齢層が高くなるほどこの比率は高くなっており、この風習に対する世代間の姿勢の違いが示されていると言える。また、娘に FGM/C を受けさせている状況にも地域と民族による差が見られる。娘に FGM/C を受けさせる比率が最も高いのは、イグボ族（26%）とヨルバ族（46%）の婦人である。他の地域とは対照的に、母親の教育水準と娘の割礼比率との間には反比例の関係が見られ、少なくとも娘の 1 人には割礼を施していると回答したのは、教育を受けていない婦人では 6 パーセントであるの対し、中等教育を受けた女性では 15 パーセントになっている」

「FGM/C の実施に際して医療関係者が介在するケースについては、割礼風習の ‘医療化’ という言い方がしばしばされている。たしかに医療化することで割礼が健康に与える負の影響は少なくなると思われるが、ユニセフでは、そのことが FGM/C に関連する諸問題を曖昧にし、割礼の風習そのものを廃止していこうとする効果的かつ長期的な解決策の策定を妨げることになっていると考えている」

「ナイジェリアでは FGM/C を受けた女性の 35 パーセント以上が、割礼専門の施術者による手術を受けたと報告している。娘たちの間では、この数字は 60 パーセントとなっている。医者、訓練を受けた看護婦あるいは助産婦による割礼手術を受けたと答えた婦人は 12 パーセント、娘は 27 パーセントであった。ナイジェリアでは伝統的な産婆役が割礼を行うことも一般的である」 [19]

23.16 FGM に関しては、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書でも次のように記している。

「オバサンジョの指揮のもと 2004 年 5 月に始動した国家経済力強化開発戦略（NEEDS）では、FGM などの有害な伝統的慣行の根絶に向けた運動を強化していくつもりであり、いくつかの州では既に必要な立法措置をとっており、今後さらに多くの州が後に続くことになると政府は発表している」 [15] (p26)

「たしかに新生児年齢から結婚年齢の間でFGMが行われること、大半がイスラム教圏である北部地域は他の地域と比べて割礼の風習が盛んではないことがウィメンズ・エイド・コレクティブ（WACOL）によっても確認されている。WACOLでは、北部ナイジェリアで成人女性（18歳超）に対して割礼が行われた例は把握していないと言っている。また、WACOLの推計では、南部のいくつかの州では割礼の実施率は95パーセントを超える州もある（例：エヌグ、イモ、プラトー各州）もあるが、統計が存在せず正確な数字は言及できないと言う」 [15] (p27)

「BAOBABによれば、ナイジェリアでのFGMの風習は各地の伝統によって非常に異なった様相を見せているという。エド州では、女性（成人女性）の最初の妊娠期間中のFGMは法律で禁止されている。しかし、ナイジェリアの女性の殆どは、FGMを受けたくなければ、ナイジェリア国内で別の地域へ移住するという選択肢を持っている。そうした女性には政府組織やNGOが保護を提供している。海外への亡命を申請する理由として正面からFGM自体が挙げられることはない」とBAOBABでは言っている」 [15] (p27)

- 23.17 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では、FGM は家庭問題だとして連邦警察は FGM 関連の事柄には関与しないと述べているが、次のような記述もある。

「しかし、FGM の慣行に反対する団体もいくつもあり、女性が自分の家族からの圧力を受けながらもどうしても FGM を回避したいという場合には、NPF や NHRC に申立てを行う途が残されており、また、女性弁護士や NGO に保護を求めることもできる。この情報源は、部族の指導者に仲裁を頼むことも不可能ではないとも補足している。NHRC に確認したところでも、FGM を回避することは可能であるという。しかし、通常は、警察官や村議などの関心や介入のレベルも彼らの「昔ながらの姿勢」によって決まることも多いとも付け加えている。伝統的価値観が依然として根強く残っており、おそらく被害者の中には法廷に訴え出るような勇気を持たない人もいるという点を NHRC では力説している」

「BAOBABの話では、ナイジェリアではFGMを逃れてくる女性に政府や有名なNGOが保護を提供しているという。WACOLによれば、南部のエヌグにはWACOLが運営する保護施設があるので、そこに駆け込むこともできるという。エヌグの事務所ではFGMの被害から逃れてきた数多くの女性に支援の手を差し伸べているとWACOLでは説明している」 [15] (p27)

- 23.18 同じ FFM 報告書では、FGM の回避を望む女性には国内での移住も考えられるとも述べている。

「FGM を避けるために国内の他の場所へ移住するだけでなく国外へ出る必要がある人がいるということに NHRC では驚きを隠せない。さらに、ナイジェリア南部に住んでいる女性が FGM から逃れようとして北部へ移住することは簡単ではないかもしれないが、ラゴスならば住んでいる民族の多様さや都市の規模からどんなナイジェリア人でも住みつくことは可能であると補足した」

「BAOBABによれば、FGMや強制結婚の犠牲者が国内で居住地を変えることは選択肢としてあるという。そして、「そうしている女性は確かにいます」とBAOBABでは言っている」 [15] (p38)

目次へ戻る
資料リストへ

児童

教育

24.01 米国国務省 2005 年報告書は、次のように記している。

「政府は、児童の権利を守るための最低限の法律でさえほとんど実施したことはない。公立学校の数も依然として不足しており、施設不足から多くの児童が教育を受ける機会を奪われている。法律では、‘ 実際的な場合には ’ 無償かつ普遍的な初等義務教育を提供することを政府に義務付けているが、初等義務教育が実際に行われているケースは稀である。2004 年の国連児童基金（UNICEF）調査によれば、初等教育の在籍者数は男児の場合は 74 パーセント、女児では 60 パーセントで、全在籍者のうち 5 学年を修了する者は 97 パーセントである。中等教育では比率は一挙に下がり、男子の 32 パーセント、及び女子の 26 パーセントが在籍しているに過ぎない。ナイジェリアの多くの地方では社会的及び経済的理由から女子が教育を受けることに対して差別が存在する。経済的な理由から女子が学校教育を受けられない場合、多くの女子は家事、商業、路上での物売りなどにつくように指示される。多くの家庭では、子供を中学や小学校に通わせようとする時、女子よりも男子のほうに優先的にその機会を与える傾向がみられる。識字率は、男性が 58 パーセント、女性は 41 パーセントである」 [3a] (Section 5)

europaworld.com のナイジェリアの項では、初等教育は 6 歳で始まり 6 年間継続すると記載されている。中等教育は 12 歳で始まり、さらに 6 年間行われる。小学中学レベルの教育（6 歳から 15 歳まで）は無償義務教育である。 [1]

24.02 EIU（エコノミスト調査部）の 2006 年ナイジェリア国情調査では、さらに次のように述べている。

「ナイジェリア中央銀行（CBN）のデータによれば、教育歳出は 2000 - 04 年については平均して政府の経常支出の 8 パーセント、資本支出の 3 パーセントを占めている。現地の情報源の大半が指摘しているのは、この 10 年間で公立学校の教育水準が急激に低下していることであった。その結果、私立の中学高校の数が大幅に増加しているが、授業料が高いことからそこでの教育を受けられるのはエリート層の子弟に限られている。かつては高い評価を得ていた大学制度も、現在では老朽化した施設、財源不足及び優秀な教授陣の流出などに悩まされるといった芳しくない状態となっている」 [10a] (p17)

目次へ戻る
資料リストへ

児童労働

24.03 米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている。

「ほとんどの部門での最低就労年齢は 15 歳となっており、義務教育修了年齢と平仄が合っているが、児童労働は依然として問題となっている。法律では、15 歳未満の児童を商業工業において雇用することを禁じており、児童労働が許可されているのは自営農業か家事手伝いに限られている。法律の規定では、農業若しくは家事労働の場合でも 1 日に 8 時間を超えた労働をさせてはならないとされている。特定の条件を満たす場合は、児童が 13 歳で徒弟制度に入ることは許可されている」

「市民社会全体にわたって意識は高まってきつつあり、政府も児童労働の問題に本腰を入れて取り組む決意を見せている。しかし、こうした進展にもかかわらず、強制労働や児童の人身売買はこの年も相変わらず続いている」

「経済的な困窮から家族の収入を助けるために、非常に多くの児童が労働に従事している。頻繁に見られる児童の雇用形態としては、物乞い、路上での物売り、バスの車掌、都市部の家庭での召使いなどがある。児童労働の実態を分析するために利用できるデータはほとんど存在しない」

「...雇用労働生産性省では、児童労働問題に対する具体的な対応を行っており、労働条件や労働者の権利保護に関する法規制の執行をはじめとする主要な職責を与えられた査察部局も設けている。当該査察部局は全経済部門を対象とする査察官としては 400 名近くの人員を抱えているものの、工場査察を担当する人員は全国で合わせても 50 名足らずしかいない状態である。同省が査察を実施する対象のほとんどは、児童労働が大きな問題となることがない正規の企業部門である。児童労働関連の法律の執行については NAPTIP（人身売買防止局）も一部管轄責任を持っている。同局は、当然ながら児童の人身売買事件についての追求は行うが、報道によれば、児童労働についての申立てを受けたことはないという」

「児童雇用に歯止めをかけようとする官民のイニシアティブも引き続き行われているが、その効果はあがっていない。危険性の高い児童労働を阻止し労働搾取目的の児童の人身売買を防止するために、政府は、ココアその他の農業副部門においては ILO/PEC 西アフリカ・ココア農業計画を実施している。ナイジェリア国内での児童労働の問題に取り組む NGO や国際組織による複数のプログラムも実施されている」

「ユニセフは、路上での物売り行為を少女に止めさせて、非公式教育施設へ移すというプログラムを行っている。ILO によるいくつかのプログラムでも、路上の物売りや売春などの搾取的状況から児童を引き離す活動に地域社会と学校を巻き込んで成果を上げている。こうしたプログラムでは児童を学校制度の中に引き戻すか、さもなければ職業訓練を与えることを目指している」[3a] (Section 6d)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

学習障害児童のための施設

24.04 ランドインフォの 2006 年 FFM ナイジェリア報告書は、次のように述べている。

「アベンゴウェ教授 [アブジャ診療所] によれば、ナイジェリアでは、様々な学習障害（自閉症やダウン症が言及された）を抱える児童のための施設は、アブジャやラゴスの民間医療機関においてさえ、極めて限られたものしか存在しないという。時には、大学の診療所で働いている人間が特別な関心を寄せることもあるかもしれないが、障害児童のために何かしてやるための財源がないという問題に突き当たるといふ。『 貧しい人たちは自分の力で状況に立ち向かうしかない一方で、一部の裕福な人間たちは治療のために子供を外国にやることも可能です』と教授は言う。また、宣教師たちが助力している場合もあり、障害児童を引き取るホームもいくつかあるという。『 しかし、そうした施設も障害児童の数に比べれば大海の 1 滴でしかありません。こうした障害児童たちは親にも見捨てられているというケースもよくありますが、一般的に精神障害に対する人々の態度が親切であることが救いとなっています』」 [40b] (p26)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

児童結婚

24.05 2004 年 8 月にポピュレーション・カウンシルが発表した『児童結婚の状況報告：ナイジェリア』では、次のように述べている。

「ナイジェリア、特に北部ナイジェリアは若年結婚の率が世界でも最も高い地域である。2003 年に法制化された児童権利法では少女の結婚可能最低年齢が 18 歳へと引き上げられた。ただし、連邦法については州レベルで施行のしかたが異なる場合もあり、今日に至るまで児童権利法を実行する規定を定めている州は 36 州のうちの一握りだけである。事情をさらに複雑にしているのは、ナイジェリアでは 3 つの異なる法体系（民法、慣習法、イスラム法）が同時に機能しており、州及び連邦政府が管理できるのは民法の適用範囲内で行われる結婚についてののみである」

「全国的に見ると、少女のうちの 20 パーセントが 15 歳までに結婚し、18 歳までに結婚する率は 40 パーセントである。地域によっては児童結婚の率が非常に高いところもある。北西部地域では 15 歳までに結婚する少女は 48 パーセント、また 18 歳までに結婚する少女は 78 パーセントである。ナイジェリアでは一夫多妻の風習はすたれつつあるが、15 - 19 歳で結婚する少女の 27 パーセントが一夫多妻婚の妻として結婚している」

「結婚している少女で学校に通っている者はほとんどおらず、15 - 19 歳の少女のうち、未婚少女の就学率が 69 パーセントであるのに対して、既婚少女の就学率はわずか 2 パーセントにすぎない。また、既婚少女の 73 パーセントほどがまったく文字を読めないのに比べ、未婚少女の文盲率は 8 パーセントである」 [5]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

ピアフラ主権国家 (MASSOB) 樹立運動

25.01 ランドインフォの 2006 年 FFM 報告書は、次のように報告している。

「MASSOB は、自らを 1960 年代のピアフラ政治指導者たちの後継組織であると自認している。そのため、MASSOB 自体が 1990 年代末の設立という事実をあまり強調することではなく、1960 年 5 月 30 日のピアフラ共和国建国宣言以来続いている分離独立闘争を引き継いでいるという姿勢を打ち出している」 [40b] (p14)

「ブハリ・ベッコ (NHRC) は、現在の MASSOB 指導部と 1960 年代末のピアフラ独立運動の闘士たちとの繋がりは事実上あまりないと指摘している。ベッコの意見では、1990 年代末に MASSOB が活動を開始する以前は、ラルフ・ウズルイケの名前は 1960 年代のピアフラ指導者たちには知られていなかったという」 [40b] (p14)

「他の情報源からの話でも、ナイジェリア内戦の記憶は今でも強く残っており、当時の状況を直接経験している年齢層の間では特に強い。こうした人々ならびにイグボ族の多くは、分離運動は負け戦であると考えている」 [40b] (p15)

「...MASSOB がどの程度まで国民の支持を得ているのか知るの難しい。弁護士でピアフラ主権国家樹立運動 (MASSOB) の法律顧問でもあるフェスタス・ケヤモは、MASSOB はイグボ族民衆から大きな支持を得ており、イグボ族の市場で商売をする女性たちや、バイク運転手などといった民衆は MASSOB に対して自主的に税金を納めていると主張している。MASSOB が民衆に寄付金を強制している疑いがあるとする国内での報道に対して、彼はそれを否定している。ケヤモは、‘支持者とメンバーを区別する必要がある。私は、MASSOB はイグボ族のおよそ 80 パーセントの支持を得ていると考えている’ と言っている。しかし、彼は MASSOB のメンバーについての数字には一切言及することはなかった」 [40b] (p15)

「一方、ブハリ・ベッコ (NHRC) は、MASSOB はその中核を成すナイジェリアのイグボ族地域においてさえ過半数の支持は得ていないと語っている」 [40b] (p15)

「駐ナイジェリア EU 代表団部長 (グッドガバナンス担当) であるマーク・フリードリッヒは、MASSOB はイグボ族の間ではたしかに支持を得ている印象を受けていると語っている。彼は、そうした支持が得られている理由の 1 つとして、ナイジェリア政界の上層レベルにイグボ族を代表する人間がいないことに関して、イグボ共同体内部に不満が横溢していることを挙げているが、同時に、民衆の支持が生まれてくる基盤となるこうした欲求不満は、ナイジェリアの他の民族集団が感じている失望感と同種のものであるとも指摘している」 [40b] (p15)

「ナイジェリア駐在ロイター首席特派員のトム・アシュビイは自らの印象として、MASSOB は特にイグボ地域の若者や失業者などといった、1960 年代末の内戦の記憶を持たない人から多くの支持を得ているようだと言っている」 [40b] (p15)

「単にイグボ族であるというだけで MASSOB 支持者だと思われるのではという問いに対しては、フェスタス・ケヤモをはじめとして我々の情報源の誰もそれに頷くものはなかった。また、MASSOB の政治的目的や見解を支持はするが政治集会、デモ等には参加しないイグボ族が嫌がらせや迫害の対象にされると述べた者も 1 人もいない」 [40b] (p15)

「...フェスタス・ケヤモ（MASSOB の顧問弁護士）によれば、MASSOB 関連の事件で警察に連行された人々は拘留されるものの、不当な待遇を受けることはないという。MASSOB の弁護士たちは大体的場合、拘留中の MASSOB メンバーとの接見を許可される。一方、国家保安庁（SSS）は取調べ中に MASSOB 活動家たちを虐待すると彼は語っている。SSS の場合は、裁判所の命令がない限り拘留中の MASSOB メンバーと MASSOB の弁護士との接見は許可されないという。命令が出された場合でも、簡単に接見できないこともあるという」 [40b] (p16)

「...フェスタス・ケヤモ（MASSOB の顧問弁護士）が語るところでは、MASSOB が組織した催しに参加した場合を除き、MASSOB の平メンバーが逮捕された記録はないという。ピアフラ通貨及び／若しくはピアフラの旗を所持していて逮捕されるケースはあるという。ケヤモが言及した数字では、2006 年 3 月時点で勾留中の MASSOB 支持者は 100 人で、そのうち 12 人（ウズリケを含む）がアブジャで拘留されており、その他はアバ、オニツシャ及びカドゥナに拘留されているという。これら被勾留者の多くが未起訴である。ケヤモの話では、MASSOB メンバーが起訴される場合、通常起訴理由は「非合法組織への所属」であるという。ピアフラ通貨及び／若しくは旗を所持していて捕まった場合は、「反逆的重罪」で起訴されることもある」 [40b] (p16)

「ケヤモによれば、ラルフ・ウズリケは刑務所で酷い扱いを受けており、彼とその仲間は、ウズリケが床に鎖で繋がれたりその他の虐待を受けていることについて裁判所に不服の申立てを行っているという」 [40b] (p16)

「フェスタス・ケヤモ（MASSOB の顧問弁護士）は、MASSOB 指導者であるラルフ・ウズリケの代理人として、以下の声明を出している」

「『MASSOB 首脳部は、メンバーがナイジェリアに留まり国内での自決権獲得の闘いを行うことを決議した。国外からの闘争を継続するために MASSOB 活動家を外国に派遣する決議はなされていない』」

「『MASSOB メンバーを名乗る亡命希望者の大半は不正なものであり、MASSOB とは何の関係もない場合が多い。亡命希望者が（ナイジェリア国内あるいは国外から）彼らの亡命申請に対する支援や亡命理由の証明のために MASSOB に連絡してきた場合、MASSOB はこれを拒否している。また、支援者であることを証明する手紙を書いてもらうために MASSOB に金を提供してくる（潜在的）亡命希望者についても、MASSOB では同様の処置をとっている』」 [原文では引用箇所は斜体表示] [40b] (p16)

「ケヤモは、次のようにさえ語っている。

『MASSOB メンバーであるとして亡命を希望してくる人に対しては亡命を認めないように我々は関係当局に勧告している。どんな結果になろうとも国内に留まって自決権を獲得する闘いを続けるのが、MASSOB の方針である。富を追いかける者が外国へ行って MASSOB を亡命申請の口実に使うのは公正を欠く行為である』」 [原文では引用箇所は斜体表示] [40b] (p16)

25.02 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書も次のように説明している。

「IGP を代表するある幹部官僚の話では、NPF と野党勢力（MASSOB などの分離独立運動を含む）は「重大な脅威あるいは問題」とは考えられておらず、これまで彼らの活動で武力衝突が起きたこともない。このことについては BHC [英国高等

弁務官室] も、MASSOBなどの反体制勢力は、デモに参加したりすれば拘留されることもあるが、一般的には自由に政治的見解を表明することができると語っている」 [15] (p11)

「...ウトミ教授 [汎アフリカ大学ラゴス校ラゴス・ビジネススクール] の説明によれば、内戦以降、イグボ族に対する待遇についてイグボ社会ではかなりの憤りが鬱積しているという。内戦以後に生まれたイグボの青年男女の間ではイグボ族復興（ルネッサンス）の理念が高まっており、父祖の地を離れたイグボ人たちと手を組む動きが出てきている。MASSOBはそうした状況をうまく利用している。しかし、MASSOBはきわめて非主流のグループであるにもかかわらず、政府が過剰に反応したため、かえって支持者を増やす結果となった。政府はMASSOBに対して非常に強硬な態度をとっており、MASSOB側が自分たちは非暴力的な組織であると主張しているにもかかわらず、これまでメンバーや支持者が何人も逮捕され何ヶ月も拘留されている。ウトミ教授は、MASSOBの幻影がSSS内部に不安を生み、それによってSSSがしばしば過剰な反応をするという事態となっていると説明している」 [15] (p11)

25.03 同じ FFM 報告書は、さらに次のような説明を加えている。

「ンワンクウォ [ラゴスの弁護士] は、MASSOBは非武装・非暴力の運動であると力説する。それにもかかわらず、アブジャでは多数の人がMASSOBのメンバーあるいは支持者であるとの嫌疑をかけられ拘留されている。政府はこうした人々の保釈要請を却下し続けている。ンワンクウォの説明によれば、2004 年 2 月以来、MASSOBのメンバーがアブジャだけでも 300 人が拘留されて公判を待っているという。また、MOSSA関連のこれら 300 件の未決事件被告側弁護人に自分を選任してほしいと連邦議会の議員 2 名が名乗り出ているとも付け加えた。拘留中のメンバーの中には反逆罪で起訴される可能性のある者も何人かいる。反逆罪の場合は死刑になる可能性がある。ただし、ンワンクウォは、1999 年以降、刑法のもとで死刑執行許可に署名した知事はいないと認識していると語っている。ナイジェリアでは超法規殺人も珍しくなく、NPFはMASSOBその他組織のメンバーを頻繁に殺しているが罰は受けていない」 [15] (p12)

「通常、MASSOBシンパでも無名であればNPFの注意を引くことはない。迫害の危険があるのはより著名なMASSOB指導者たちであり、指導者と関連がある人物も迫害や拘留を受ける可能性がある。それほど知名度がなくてもMASSOBと関係がある人間は、他の人間に対する威嚇の目的で標的にされることもある」 [15] (p13)

25.04 米国國務省 2005 年報告書は、MASSOB メンバーであるという嫌疑をかけられて多くの人が 2005 年に警察によって逮捕されことに言及している。

「2005 年中に南東部地域では、イグボ族の一致団結とイグボ族が大半を占める州の分離を第一の主張として掲げるピアフラ主権国家樹立運動（MASSOB）のメンバーであるとの嫌疑をかけられて 600 人以上の人が逮捕及び拘留されている。この地域で武装しているのは大概が若者であるが、かれらと MASSOB との関係は未確認である。また、年央までに 70 名以上が起訴されずに釈放されている。8 月 26 日のピアフラ・デーが過ぎた 9 月 [2005 年] に行われた複数のデモでは 6 人の死亡者が出たと伝えられているが、他の報道では警察により殺された人数は 200 名にのぼるとするものもある。10 月 [2005 年] には、同組織の指導者であるラルフ・ウズリケが側近ら 6 名とともに反逆罪で逮捕された。この逮捕をきっかけにして一連の抗議運動が起こり、独立後の初代大統領であったンナムディ・

アズィキウエの自宅が破壊され 3 名の死者が出ている。抗議デモは年末まで続き、その結果、商店や道路が閉鎖され、20 名にのぼる死者とその他に数え切れないほど多くの負傷者を出す事態を招いた。この状況について人権活動家たちは、MASSOB に対する取締りは、MASSOB とは無関係の貧窮化したイグボ族の若者に街へ出て商店や住宅を略奪する口実を与えたに過ぎないと考えている」

目次へ戻る
資料リストへ

デルタ地帯の武装集団

ニジェール・デルタ人民義勇軍とニジェール・デルタ自警団

- 26.01 2005 年 2 月に発表された HRW の状況報告資料『河と血：ナイジェリア、リバーズ州における銃、石油、権力』では、次のように伝えている。

「2004 年 9 月 27 日、連邦政府がニジェール・デルタ地帯の多数派住民であるイジョウ族に同地域の石油資源に対するより大きな支配権を与えない限り、ニジェール・デルタ地域で「全面戦争」に突入すると有力な武装集団の指導者が脅かしたことで、石油産業に激震が走った。ニジェール・デルタ人民義勇軍（NDPVF）指導者アルハッジ・ドクボ・アサリのこの脅迫宣言に続き、連邦政府は、NDPVF とアテケ・トム率いるライバル武装集団であるニジェール・デルタ自警団（NDV）との間で何ヶ月にもわたり続く激しい戦闘を沈静化するために部隊を派遣した。また、この脅迫宣言は、即座に多国籍石油企業、世界中の金融市場ならびにナイジェリア政府高官にもそれぞれの反応を起させた」 [22f] (p2)

「...2004 年 11 月にリバーズ州に派遣されたヒューマン・ライツ・ウォッチの調査団は、何ヶ月も続く武装集団間の戦闘は一般のナイジェリア人に対する深刻な人権侵害を引き起こしていると報告した。アサリ率いるNDPVFとトム率いるNDV [ニジェール・デルタ自警団] との間の武力衝突は、ナイジェリアの石油産業の首都と呼ばれるポート・ハーコート以南東及び南西部の川沿いの村々で主に発生している。2003 年以来、それらの村や町の支配権をめぐる戦闘が続く中、地元住民の間には何十人ももの死者が出て、何千人もの人が家を捨てることを余儀なくされるという被害に遭っている。学校や商店も閉鎖されており、何百万ドルにものぼる住宅や不動産が破壊されている。また、大半は若い男性である戦闘員にも何百人もの死者が出ている。こうした武力衝突によって、リバーズ州には恐怖と不安が広がっており、住民は自宅に戻ることや犯罪に対する法の裁きを期待する気力さえ失っている」 [22f] (p2)

「リバーズ州での最近の武力衝突は、主として非合法的な石油収入に対する支配権をめぐるNDPVF と NDV との間の争いが原因である。しかし、この対立の根には、例えば、不満を募らせている若者を政治指導者・部族エリート・石油窃盗に関与する組織犯罪などが操っていること、石油収入が地域政治に与えている影響、破壊的ともいえる貧困や若者の失業、小火器その他殺傷兵器がどこでも入手できる状況といった問題をはじめとして、武力衝突に油を注ぐような重要な問題がいくつか潜んでいる。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、過去に州政府の高官たちがアサリやトムたちに対して資金面及び兵站面の支援を行っていたという確かな証拠を掴んでいる。こうした支援が後に両者の対立を招く基となり、それがエスカレートして支援者たちの手に余るようになったのである。武装集団の指導者たち

とその支援者たちは両方とも、何をやっても罰せられないという風土の中であつます大胆に残忍な暴力行為を行うようになっている。ニジェール・デルタ地帯では、ナイジェリア全土でもそうであるように、重大な人権侵害を行っている人間が訴追を免れることで、紛争や武力衝突がますます亢進するという壊滅的な悪循環を生み出している」[22f] (p2-3)

「ニジェール・デルタ地帯で見られる武力衝突には、例えば、ワッリではイジョウ族とイツェケリ族の部族自警団間の衝突であり、リバース州ではイジョウ族の集団間の戦闘であるといった具合に様々な形が見られるが、基本的には石油がもたらす富と政府財産に対する支配権をめぐる争いである。ポート・ハーコートでの武力衝突は、縄張りや船舶燃料の供給ルートの支配圏をめぐる街の対立する 2 つの武装集団とその取り巻き連中が起しているものである」[22f] (p3-4)

「...アサリのNDPVFもトムのNDVもその構成員は、ポート・ハーコートや近郊の村からやって来たイジョウ族の若者が中心となっている。州政府の説明によれば、この 2 つの集団の他にも、より小さな武装集団が 100 以上もあり、それらは地元では「カルト」と呼ばれている」[22f] (p4)

目次へ戻る
資料リストへ

民兵組織の暴力行為に対する政府の対応

26.02 HRW の状況報告資料では、次のように報告されている。

「2004 年の経過としては、ポート・ハーコート市内及び周辺村落における暴力行為に対して、警察、陸軍及び海軍は地域住民の生命及び財産の安全を守るための十分な措置をとれていない。ほとんどすべての地域において、こうした暴力行為に対応する治安部隊の不在または能力不足を地元住民はヒューマン・ライツ・ウォッチに報告している。ポート・ハーコートでの衝突の参加者及び目撃者の数人からヒューマン・ライツ・ウォッチが聴取したところでは、彼らは衝突が起きた時に警察に通報しようとしたが、現場に警察がやって来た場合でも、襲撃者が既に現場から立ち去ってかなり後に到着するという具合であったと言う。この件に関してヒューマン・ライツ・ウォッチが州の警察委員会に問い合わせたところ、「警察は民兵組織の武器に対抗できるような火器を保有していない」という回答であった。アサリのNDPVFの何人かのメンバーは、警察は衝突を止めたりあるいは生命や財産の安全を守るどころか、2 つの武力集団が衝突した時に、トムのNDVが襲撃するのをただ眺めているだけだったとヒューマン・ライツ・ウォッチに語っている」[22f] (p17)

「...それだけでなく、この襲撃を組織し実行した人間もほんの一握りが逮捕または起訴されただけである。2004 年 6 月に『秘密カルト及び類似行為禁止法』が成立して以来、200 名以上が逮捕及び起訴されていると州警察委員会はヒューマン・ライツ・ウォッチに説明しているが、現地の NGO や 2004 年 8 月の武力衝突で被害を受けたポート・ハーコートの住民たちは、一連の襲撃事件での混乱の中で逮捕された人間はほとんどいないとヒューマン・ライツ・ウォッチに語っている。ヒューマン・ライツ・ウォッチではNDPVFとNDVのそれぞれのメンバーに話を聞いたが、その結果、衝突時に逮捕されたのはいずれも下位レベルの戦闘員か、中には事件とは無関係な人間が現場にいただけで戦闘行為に及ぼうとしていたとして連行されたケースもあったという結論に達している。その他のケースでは、仲間の戦闘員が逮捕後あるいは警察官への賄賂を支払った後に時間をおかず

にどのように釈放されたかを、当該武装集団のメンバーから聞いている」
[22f] (p17-18)

「...2004 年 5 月、州政府は、州内での武力衝突の高まりに対応するために、陸軍、海軍、警察から成る合同治安回復作戦の実施を決定した。アサリのNDPVF とトムのNDV間の戦闘が激しくなる中、治安部隊は 6 月から 8 月にかけてオグバキリ、ブグマ、トンピアとアマディ・アマで作戦を行った。全体の指揮は警察がとったこの作戦の目的は、‘法と秩序を維持し、民兵組織のメンバーに規則を守らせる’ というものであった」 [22f] (p18)

「...当時、国内及び海外の報道機関は、特に 2004 年 6 月初旬のオグバキリでの作戦で、ナイジェリアの治安部隊によって何十人も人間が殺されたことを伝えている。こうした衝突事件を目撃した住民やあるいは、武装集団に対する恐怖を考えれば、進んで自分の経験を話してくれるような村の住民を探し出すのは非常に難しく、事件の正確な内容や死亡者数を確認しようとしていたヒューマン・ライツ・ウォッチの調査員にとっては骨の折れる問題であった」 [22f] (p18-19)

「2004 年 8 月末にアサリのNDPVFがポート・ハーコートを襲撃したことを受けて、リバース州知事ピーター・オディリはついに連邦政府の介入を要請した。2004 年 9 月 4 日、オバサンジョは陸海空 3 軍と警察による合同作戦である『一掃作戦 3』を承認している。陸軍の広報担当官オニエマ・カヌ大尉の話によれば、この作戦の目的は‘州内から非法武器を一掃する’ ことであったという。ちょうど同じ頃に、知事的首席補佐官は、アサリのNDPVFとトムのNDVと 2003 年に繋がりを持った‘カルト’グループのいくつかの間で何とか和平合意を取り付けようと隠密行動を開始していた」 [22f] (p19)

目次へ戻る
資料リストへ

武力衝突終結のための 2004 年合意

26.03 HRW 状況報告資料は、次のように述べている。

「ナイジェリア政府は、当初はアサリの 2004 年 9 月の‘全面戦争’の脅しを公的には相手にしておらず、アサリのことを‘ギャング’とか‘犯罪者’と呼んでいた。しかし、同月末になって、ナイジェリア大統領オルセグン・オバサンジョがアサリとトムを首都アブジャに呼んで戦闘終結のための合意を仲介する動きに出る。2004 年 10 月 1 日、アサリとトムは、即時停戦、‘全民兵組織及び過激派組織の解散’ならびに完全武装解除に合意した。本資料の執筆時点では、襲撃事件は劇的に減少している。しかし、現在のような内容の合意では、治安の安定や地元住民の安全保護に関してはごく短期間しか続かない」 [22f] (p3)

「オバサンジョ大統領が率いた連邦政府のイニシアティブによって、アサリとトムが交渉のテーブルについたことで、2 つの武装集団間で 2004 年 10 月 1 日合意への署名が実現した...それ [2004 年 10 月 1 日] 以降、政府高官、各武装派閥の指導者、市民社会の代表者の間で何回か会合が持たれている。これら当事者たちは、アサリのNDPVFとトムのNDVと彼らと関連のある‘カルト’と青年団メンバーらの武装解除、ならびにこれら集団の社会への再統合という 2 つの大きな問題を解決するより包括的な合意案を作成した。また、これらの問題の進展具合を監視し、武力衝突の基となった根本原因を検討するための地域委員会も数多く設立されている」 [22f] (p20)

「州政府は、武装解除を円滑に進めるために、放棄返却される突撃用ライフル 1 丁につき 1800 米ドルを支払っている。また、武装集団のメンバーには訴追免除と武器と交換で拘留中のメンバーの釈放も行うと申し出ている。本資料の執筆時点では武装解除は進んでいる（陸軍では[2004 年] 12 月中旬現在で 1100 点程の武器が引き渡されていると発表）とは言うものの、回収された数は武装集団が保持する武器の数からみればほんの一部にすぎない。また、報奨金を得るために提出される銃は古い物ばかりで、より新しい洗練された型の銃は依然として戦闘員の手元に残されているという話も聞かれる」 [22f] (p20)

「元戦闘員の更生と社会復帰を助けるために政府は、若者を‘雇用生成’プログラムに登録する処置を導入している。現在までのところ同プログラムは、若者たちがどのような仕事や教育を希望しているかを聴取する面談を行う段階である。州政府は 4000 件の雇用を若者たちに提供することを約束しているが、そうした仕事を作り出す具体的な提案は役所側ではまだ作成されていない状態である」 [22f] (p21)

目次へ戻る
資料リストへ

2005 年のデルタ地帯での民兵組織による暴力事件

26.04 米国国務省の報告書では、次のように述べられている。

「デルタ州のワッリでは、長年の部族間の争いによって死傷者や何万人もの地元住民が強制退去させられるなどといった事態が生じており、大きな問題となっている。2004 年に妥結したワッリでの停戦は、この年 [2005 年] も効力を発揮しており、以前に比べて暴力事件の数は減ってきている」

「デルタ州のその他の地域での部族間抗争でも、何万人もの住民が住む家を失っている。ポート・ハーコートやデルタ地帯のその他の地域で活動していた民兵組織の間の武力衝突も、2004 年に大統領府の高官が民兵組織の指導者たちと直接交渉を行って停戦合意を成立させたことによってようやく終結をみた。この合意はリバース州政府により執行され、9 月 [2005 年] までは概ね遵守されていたが、バイエルサ州知事ディエプレイエ・アラミエエセイハと民兵組織指導者アサリ・ドクブの逮捕によって武力衝突に再び火がついた。ニジェール・デルタ人民義勇軍指導者ドクブが 10 月 [2005 年] に逮捕された後、特に外国企業に対する脅迫や犯罪事件が多発するなど数週間にわたり緊張状態が続いた。こうした脅迫は、政治的動機に基づくとも思われるが、また、緊張状態を利用して金銭的な利得を得ようと目論むグループによって行われた可能性も考えられる」 [3a] (Section 5)

26.05 HRW の 2005 年人権総覧のナイジェリアに関する報告には、次のように記されている。

「豊富な石油資源を抱える同国南部のニジェール・デルタ地帯では、政治及び経済的支配力を巡る異なる部族の間や、民兵組織と地域の秩序回復に派遣された治安部隊との間で武力衝突が頻発する状態が続いている。部族民兵組織同士の衝突の背後には、盗んだ原油の支配権をめぐる争いが潜んでいることが多い。ナイジェリアは全国どこでも小火器が入手しやすいが、デルタ地帯では特に簡単であるという状況もこの地域での武力衝突を激しくさせている一因である。この地域には軍や警察の逞しい部隊が駐留しているにも関わらず、地元共同体は民兵組織、犯罪ギャング、そして治安部隊そのものによる暴力行為に対してなす術を持っていない。こうした人権侵害について

石油会社が公的に声高に発言することはあまりないというだけでなく、実は、この地域で続く対立には彼ら石油会社の業務自体が原因の一端ともなっている」 [22e] (p1)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

ニジェール・デルタ解放運動 (MEND)

26.06 ISN セキュリティ・ウォッチの 2006 年 2 月 3 日付けの報告書は、ニジェール・デルタ解放運動 (MEND) と呼ばれる民兵集団について次のように記している。

「過去 20 年間、[デルタ地帯の] 地元住民の間には憤りが鬱積している...この憤慨は、村人による怒りの抗議、石油施設の破壊、身代金目当ての石油労働者の誘拐、ならびにこの地域でますます数が増えつつある重武装民兵たちによるその他の破壊的な暴力行為などの形をとって現れている」

「しかし、この 1 ヶ月間にデルタ地帯の民兵集団が堰を切ったように仕掛けた数々の襲撃事件は、ナイジェリアの石油輸出量を約 10 パーセント減らす結果となった。これは、武力衝突が国際石油会社を標的にする新たな段階に入ったことを示しており、また政治的な要求とも密接に結び付いている。1 月 11 日 [2006 年] に起きた沖合石油掘削基地に対する襲撃では 4 人の石油労働者が人質に取られたが、その犯行声明を出したのはニジェール・デルタ解放運動 (MEND) と名乗るこれまで知られていなかったグループであった」

「同時期に発生したパイプラインその他石油施設に対する襲撃でも 20 人以上の死者が出ているが、MEND はこれらについても犯行を認めており、石油のもたらす富の恩恵を地元に戻元させるという要求を実現するためにナイジェリアの石油輸出を止めさせる闘いの一部であるとしている。このグループは、通常この地域の民兵たちが行うような人質と交換に身代金を要求することはせず、その代わりにオバサンジョ大統領の政権によって拘留されているイジョウ族指導者たちの釈放を要求した。しかし、この要求は大統領によって拒否されている」

「また、このグループは、3 年前にナイジェリアの法廷が出した裁定をシェル社が実行することも要求している。その裁定とは、シェル社の操業で環境を破壊されたイジョウ族の地域社会のあるグループに対して 15 億ドルの賠償金を支払うことを命令するものである。この裁定に対してシェル社は上訴しており、その結果はまだ出ていない」

「誘拐から 19 日後の月曜日 [2006 年 1 月 30 日]、民兵はアメリカ人の艇長パトリック・ランドリイ、ブルガリア人の機関士ミルコ・ニチェフ、ホンジュラス人のハリー・エバンクス（3 人ともシェル社の作業を請負っていたニューオーリンズのタイド・ウォーター社の社員）と、同じくシェル社の下請企業である英国のエコドリル社の元落下傘部隊員であり警備専門家であるナイジェル・ワトソンを解放した。MEND では、人質を解放したのは「純粋に人道的な理由から」であり、身代金は一切とっていないと言っている」

「MEND は報道機関に対して、‘ 今回の人質解放は、停戦やナイジェリア政府の石油輸出能力を破壊するという我々立場の軟化を意味するものではない ’ という声明を e メールで送り付けている。同グループは、ナイジェリアの 2 月 [2006 年] の石油輸出量をさらに 30 パーセント減らせるための新たな襲撃をまもなく

始めるとの声明も出している。今度の襲撃で人質になる者は釈放しないので、全ての外国人石油労働者は早々にこの国を退避するようにと警告を発している」

「ニジェール・デルタでの民兵の過激な暴力行為には慣れていたナイジェリア軍と石油産業の幹部たちも、このグループの軍事的洗練度と襲撃の凶暴性には驚かされている。民兵は、パトロール中の海軍の警備を掻い潜ってデルタ地域沿岸部の大西洋の遠浅の沖合 9 キロに位置するシェル社の EA プラットフォームを襲撃し、この種の襲撃の防止ために雇われていた警備専門家を含む人質をとった」

「4 日後に起きたシェル社のベニセダ施設に対する襲撃で民兵たちは、施設の警護のための駐留部隊が滞在していた居住区にロケット砲を数発発射した後、爆薬を使って施設を吹き飛ばした。ナイジェリア軍は、この襲撃で 4 名の兵士が殺され、11 名が行方不明となっているが、おそらく死亡しているものと考えられると発表した」

「...ニジェール・デルタを注意深く監視している観察者たちの話では、この地域では多くの武装集団が活発に活動しているという。独自の活動をしているものもあるし、また、特にイジョウ族の地域では、武装集団間で緩い連合関係を結んでいるところもある。しかし、中央政府に対する憤懣を抱えている点においては団結しており、各グループはパイプラインからバージへと抜き取った石油を沖合の違法船舶に売却して得た金で非合法取引を通じて武器を入手している」

「『MEND についての我々の理解は、反政府的レトリックとゲリラ戦の形態をとった軍事的行動を結び付けようとしているということだ』とニジェール・デルタ権利擁護活動家のピウス・ワリタイムは説明している」 [14]

- 26.07 2006 年 8 月に発表された国際危機グループの報告書『暴動の沼地：ナイジェリア・デルタの動乱』は、次のように説明している。

「最近台頭してきているグループの 1 つにニジェール・デルタ解放運動 (MEND) がある。同グループは、資源の支配以外にも、長年の環境破壊に対する補償とイジョウ族の民族指導者 2 名の釈放要求が受け入れられなければ石油産業を麻痺させると脅迫している。2005 年 12 月以来の度重なる襲撃により、石油生産量は 1 日当たり 50 万バレル減少している。2006 年 4 月の 2 件の爆発事故は、同グループが戦闘能力を高めており、やむを得ない場合にはさらなる武装戦術に訴える用意があるというメッセージであろうとスポークスマンは語っている」 [17b] (p1)

「MEND はパイプラインの破壊を続けており、少なくともこれまでに 29 名の治安部隊兵士が殺された複数の襲撃の犯行声明を出している。これには、施設に大きな被害が出るとともに 14 名の兵士と 2 名の民間人の死亡者を出した 2006 年 1 月 15 日のシェル社ベニセダのフロー・ステーションへの襲撃も含まれている。このフロー・ステーションへの襲撃は、2004 年に起きた同施設に対する抗議デモ中の市民への発砲事件に対する報復の意味もあって標的にされたのだと、MEND に近いある民兵は断言している。同グループはまた、1 月 [2006 年]以降に人質にとられた 25 名の外国人石油労働者の誘拐事件についても、その大半の犯行を認めている。これらの人質は、MEND にとってプロパガンダ価値がなくなり始めると、あるいは身代金の支払いが行われると皆解放されている。MEND のスポークスマンも、人質をとったことは彼らの運動資源の無駄遣いであり、人質監禁場所となった村落に治安リスクを招く結果となったことを認めている。スポークスマンの話では、MEND は 4 月 [2006 年] には捕虜をとるのではなく、石油施設や彼らの敵に損害を与える行動に集中していくと語っている」 [17b] (p1)

「MENDは、この地域の他の反乱グループを統括する組織になることを目指している。正確な数字の把握は難しいが、その数は千前後あるとみられている。MEND の構成グループには様々なものがあるが、それぞれが活動についてはかなりの自由度をもっているが、その洗練度と各グループ間の通信能力はますます高まりつつある。これらの構成分子は、状況に応じてMENDの名の下で活動したり、あるいは他の名称を使って活動している」 [17b] (p1-2)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

自警団

背景

- 27.01 2002 年 11 月に発表されたアムネスティ・インターナショナル (AI) 報告書『ナイジェリア – 南部及び南東部での自警団の暴力』では、次のように述べている。

「犯罪と不安感の増加ならびに治安部隊の無力ぶりが、自治体と州レベルでの自警団グループの拡大を許している。州政府の暗黙の了解、場合によっては明示的な承認を受けた武装自警団が法執行活動を担うようになっている州が増えつつあり、特にナイジェリア南東部でその傾向が強い」 [12e] (p1)

- 27.02 2003 年 2 月に発表された HRW 報告書『オオドゥア人民会議：暴力に対する暴力の戦い』でも、ナイジェリア人の間では警察は犯罪に立ち向かうには無力であるという認識が広く行き渡っているとして、次のように述べている。

「これほど多くの自警団が何の説明責任も課されずに自由に活動できるのは、基本的には国家警察がその法執行機能を効率的に実行する能力を持っておらず、その結果、国民が警察を信頼しなくなっているためである。ナイジェリア警察は、財源不足、適切な訓練の不足、低い給与と劣悪な労働条件、ならびに腐敗の横行などに長年悩まされてきている。そのため、国民の間には、犯罪を警察に届け出たりあるいは何らかの救済措置を警察に期待することは無駄であるという認識が一般化している。犯罪、腐敗及び人権侵害を解決する意志と能力を警察が持っているところか、そうした問題に警察自身が関与している場合が頻繁に起こっている」 [22a] (p9)

- 27.03 AI 報告書は自警団について次のような補足説明も加えている。

「軍政終結以来の犯罪発生率の増加は、様々な成り立ちや利害関係を持つ重武装自警団をナイジェリアの隅々にいたるまで急増させる土壌を培っている。どのような人間が自警団を作り上げているのか、また何の目的のために闘っているのか、どんな闘争方法をとっているのかを一義的に説明できるパターンは存在せず、特に重要なのは、彼ら自警団の行動を拘束する明確な行動規範が存在しないこと、合法的な自警団組織の正式登録も行われていないことである」

「ほとんどの場合、自警団の出身母体は、国内各地の特定民族集団の利益を実現させるために設立された政治的または好戦的な組織である。ナイジェリア南西部のヨルバ族の権益を促進するために設立されたOPC（オオドゥア人民会議）も、ナイジェリア東部のイグボ族を代表すると主張しているMASSOB（ピアフラ主権国家樹立運動）も、あるいは石油の豊富なデルタ地帯でイジョウ族の権利を守る

ためのエグベス・ボーイズもそうした背景を持っている。犯罪に対する市民の不安を受けて、こうしたグループは自警活動も行うようになったというのが実情である。これら武装グループはいずれも州政府から正式に承認されているわけではないが、一部の州政府はそうした組織の存在を問題視していないところもある。中には大半のグループの自警活動が地域共同体全体の権益よりも自組織が追及する部族的・宗教的・政治的路線に基づいた権益保護活動であるという事実にも関わらず、自警団は州内の犯罪に対抗するために好都合であると公に発言している知事も何人かいる」 [12e] (p2)

- 27.04 自警団が人権侵害を行っているとする AI の自警団に関する報告書は、次のように述べている。

「ナイジェリアの自警団組織は、犯罪容疑者の超法規的処刑や殺人、拷問や残虐で非人道的な品位を下げる扱い、不法監禁及び「失踪」など行為に手を染めているという報告もある。恐喝、嫌がらせ、放火、公共物破壊、武装強盗などの犯罪申立てが自警団のメンバーに対してなされることもしばしばある」 [12e] (p2)

- 27.05 連邦政府が自警団をどのように見ているかについて、AI 報告書は次のよう報告している。

「自警団は各州の州内問題であり連邦政府の事項ではないと考えられることが多く、武装自警団に対する連邦政府の立場は依然として不明確である。武装自警団のメンバーに対する捜査、必要であれば逮捕及び訴追に関して、警察と軍（どちらも連邦政府の管轄下にある）は無為かつ怠慢であると非難されている...実際には警察が自警団の武装集団メンバーを数人逮捕したこともあるが、州当局者の介入によって数ヵ月後には釈放されることが多く、公判に至る前に告発が取り下げられる結果になっている」 [12e] (p2)

- 27.06 2005 年には自警団グループの動きが活発化しており、その事情を米国国務省 2005 年報告書は次のように記している。

「この年 [2005 年] も武装強盗ギャングによる殺人が頻繁に起きている。南東部の大半の州では、州政府が自警団組織を支援しており、中でも最も有名なのは通称「バカッシ・ボーイズ」と呼ばれる正式名はアナンプラ州自警サービスというグループである。大半の自警団同様、バカッシ・ボーイズも犯罪容疑者を警察に突き出す代わりに自分たちの手で殺してしまうこともある。殺人行為は部分的には継続しているものの、この年、バカッシ・ボーイズや南東部のその他の自警団の影響力は衰えている」

「依然として数多くの犯罪容疑者が組織化された他の自警団によって殺害され続けている。例えば、5 月 14 日 [2005 年] にはヨベ州のある自警団が、武装強盗を自白したとして店主を殺害している。同グループは、武装強盗ギャングの「名付け親」であったという理由で他にも 2 名を殺害している。この殺害行為に対してヨベ州知事は、同グループの指導者サーキン・バカを公然と褒め称えている」 [3a] (Section 1a)

目次へ戻る
資料リストへ

自警団と警察

27.07 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は次のように述べている。

「警察長官を代表する上級官僚の 1 人も、最近になるまで警察に取締り能力がなかったために、過去には自警団が法執行機能を担っていたことは事実であると認めている。しかし、1999 年以降、NPF は規模と機能の両面で強化されており、以前に比べてはるかに存在感を増している。従来の自警団グループも NPF の管理範囲内及び管理下に置かれるようになっている。現在、自警団は NPF に登録され、活動も NPF の監視下におかれており、その活動内容は英国その他で見られる「地域の見回り監視」に近いものになっている。こうしたグループから虐待されたと訴える人たちの供述は、そうした事件の特定の名前、場所、日付を聞けば簡単に確認がとれるようになっていおり、NPF に問い合わせることも可能である」

[15] (p13)

「ウスマン[NHRC] は、当局に登録され当局と協調している元自警団や自警運動はすべて警察による審査を受けることを義務付けられているという。NPF に登録済みで警察に組み込まれている自警団グループに関する苦情は NHRC には寄せられおらず、問題とはなっていないという」 [15] (p14)

「...上記のような登録グループとは対照的なグループとして、ウスマンは彼が「無法者」とか「民兵」と呼んだ未登録の自警団グループをいくつも挙げている。こうしたグループはナイジェリア各地に存在しており、OPC、バカッシ・ボーイズ、ヤン・ダバ、エグベス・ボーイズ等の他に、デルタ地帯その他の様々な軍閥、民兵、カルト・ギャングなどが挙げられる」 [15] (p14)

「...警察長官を代表するある上級官僚も、こうしたグループに所属することや関係を持つこととか、あるいは経済的支援を与えていること自体は違法ではないが、それらのグループや構成員が違法行為を行えば当然犯罪として対処すると言っている。例えば、脅迫行為や人々の日常生活の遂行を妨げる行為に対しては必要な処置が取られるという。こうした破壊的行動は何件も訴追されており、裁判所も犯罪の重大さに応じて 2 年から 6 年の禁固刑の判決を言い渡している。多くの人間が告発されているが、公判を待つ人間の数も多い。一方、この情報源はバカッシ・ボーイズや類似のグループのメンバーに関して個人からの告発がなされたケースがあるとは聞いていないと言う。ここでこの情報源は再び、バカッシ・ボーイズにしる他の自警団グループにしる犯罪や破壊行為に及べば逮捕すると繰り返している。NPF は、こうしたグループに属するメンバーに対しては、メンバー個人による非合法活動があればその個人に限定して対処するという姿勢である」

[15] (p14-15)

「こうしたグループとトラブルを起した人間が国内で他所へ逃避する可能性について、ウスマンは、問題の性格と当該個人の目立ち具合によると考えている。OPC と深刻なトラブルを抱えた人間は、その個人を当局が OPC から十分には守りきれないため、ラゴスや南西部に戻って安全に暮らすことは不可能だという。しかし、そのような場合でも、OPC との間のトラブルの性格にもよるが、例えば、アブジャなどへ移住して安全を確保することは不可能ではないと言う」

[15] (p16)

目次へ戻る
資料リストへ

オオドゥア人民会議

28.01 オオドゥア人民会議について HRW 報告書は、次のように記述している。

「ナイジェリアでは過去数年の間に、民族的及び宗教的な民兵、自警団その他武装集団の活動が活発化してきている。そうした集団の中でも有名なものの 1 つがオオドゥア人民会議 (OPC) である。OPC は、ナイジェリア南西部を中心に活動するグループで、ヨルバ族の権益を守るとともにヨルバ族の自治権を求める運動を展開している。組織構造は複雑で、ナイジェリア国内での政治及び治安環境の変化に合わせていくつかの異なる役割を担ってきている。OPC は、ヨルバ族の自治権を求めるグループの 1 つとして、ヨルバ族の政治的疎外化を彼ら主張する事態を解決することを目的として 1994 年に設立された。以来、運動はいくつかの異なる方向に変化してきている。活動内容は、ヨルバ族の自治権獲得のための政治的扇動やヨルバ文化の促進から、他部族のメンバーとの武力衝突や、最近では自警行為にまで及んでいる。なお、OPC は、数多くの人権侵害や暴力行為を行っており、武装をしていない一般市民を何百人も殺害若しくは負傷させている。ただし、OPC のメンバーも人権侵害の被害者であると同時に加害者にもなっている。何百人もの OPC メンバーが実際に犯罪を行ってあるいは容疑者として警察によって殺害されている他に、恣意的に逮捕されたり拷問を受けたり公判にもかけられず拘留され続けているメンバーも多い」 [22a] (p1)

「...ある時は民族自決運動組織であり、またある時は自警団でもある OPC を簡単に類型化することはできない。OPC を部族民兵組織とする一般的な区分は間違っているとはいえないが、OPC メンバーが起こす暴力事件のすべてが民族的な動機から行われていると言うのは誤解を招く。OPC が関与した争いの多くがヨルバ族同士ののものであり、その結果、OPC の暴力行為の犠牲者にはヨルバ族も含まれている... OPC は、ある意味でナイジェリアに出現している異なる性格を持つ 2 種類の組織の相貌を合わせ持っている。つまり、1 つは特定の民族、地域または宗教グループの特定の権益をより広範な政治的文脈の中で守ることを標榜する組織であり、もう 1 つはその組織自体は何の政治課題も持たず、単に戦闘犯罪を引き受けている組織である。そして、OPC メンバーが行っている脅迫や暴力行為は、しばしば思想的な目的によるものというよりも、被害者の金や所持品を強奪する欲望に基づいているとしか思えないことが多い」 [22a] (p1)

「...政府の役人の中には OPC 指導部と繋がりを持つ者も数人おり、政府の役人が出席するような公式及び非公式の式典で警備にあたるなどしている。暴力行為に対する連邦政府の取締り措置が取られる一方で、その結果、警察による超法規制刑や恣意的逮捕をはじめとする人権侵害も起きている。ナイジェリア警察の弱点、法と秩序を維持する能力の欠如、ならびに彼らの有効性に対する市民側の不信感などが問題をさらに悪くしており、ひいては、そのことが多くの武装集団が自分勝手なルールにしたがって活動することを許し、刑罰を受けずに重大な人権侵害を犯すことを許す結果となっている」 [22a] (p1-2)

28.02 OPC メンバーの経歴と出身地は多岐にわたっていると報告する OPC に関する HRW 報告書は、次のように述べている。

「OPC ではナイジェリア全土に 5 百万人以上のメンバーを擁していると豪語している。最もメンバーが集中しているのは、ラゴス、オグン、オスン、オンド、オヨ、ならびにエキティ、クワラ、コギを含むいわゆるヨルバランドと呼ばれる南西部諸州である。この他に、ベニン、ガーナ、リベリア、シエラ・レオネなど

の西アフリカ諸国や、ブラジル、ドイツ、ジャマイカ、英国及び米国などにもメンバーが散らばっているという」 [22a] (p6-7)

「 OPC の指導者たちの多くは専門的職業についており、教育レベルも政治的意識も高い者が多い一方、メンバーは年齢的にも広い層にわたっており、女性も多く含まれている。一般メンバーの大半は教育もほとんど受けておらず、若者の比率も高く、農村部の出身者が多い。OPC 自体は、彼らの部族が州民の過半数を占める州の地方レベルでは多数のメンバーを擁する草の根の運動であること誇にしている」 [22a] (p6-7)

- 28.03 OPC に加入する人の理由は様々であり、これについて OPC に関する HRW 報告書は次のように報告している。

「人々が OPC に加わる理由は多岐にわたっている。OPC が掲げる政治的イデオロギーやヨルバ族の自決権という具体的な政策に賛同している者もいれば、他の人間は、彼らが受けていると考えている政治的、経済的あるいは社会的差別に対して抗議する手段が必要であると感じていたりあるいは OPC の組織自体のイメージに惹かれて参加する者もいる。その他に、特に若者に多いが、失業中の男性で一般的な欲求不満の単なる捌け口として組織を利用する者もいる」 [22a] (p7)

- 28.04 OPC に関する HRW 報告書では、OPC の組織内の階層と組織構成について次のように述べている。

「 OPC 指導者及び彼らの側近たちの話によれば、この組織には厳格な階層構造、命令系統及び効率的な連絡システムを有しているという。また、年次全国総会をその頂点とする意思決定機構や運営組織としての全国執行評議会をはじめとして、全国及び州レベルの機構と執行委員会が設けられている。地方レベルでは、すべてのメンバーは支部に所属することになっており、支部がいくつかまとまってゾーンを形成し、ゾーンがいくつか集まってサブ・リジョンが形成される。また、女性部門をはじめとする複数の異なる部門や、活動内容によって分けられたセクションもあるという」 [22a] (p7)

- 28.05 HRW の OPC に関する報告書は、OPC の一部メンバーが人権侵害を行っていることについて次のように述べている。

「 2003 年初頭までに、OPC による大規模な殺人の発生率は減少しているが、ヨルバ族を含む異なる民族集団同士の武力衝突は依然として続いており、民族間の緊張は和らいでいない。OPC が活発に活動し注目を集めている状況に変わりはない。OPC 指導者たちは、同組織が明確な構造、命令系統及び懲罰手続きを持っているにも関わらず、メンバーが行った重大な人権侵害に対する責任をとろうとはしていない。また、OPC は現在もナイジェリア南西部の住民及び州政府の役人の間でかなりの支持を得ている」 [22a] (p2)

「 OPC メンバーが殺人に関与する事件は大きく分けて 2 種類ある。1 つは、多くの犠牲者を出す大規模な民族間の武力衝突であり、もう 1 つは、例えば自警団活動や恐喝や窃盗を試みている最中などに個々のメンバーが行う暴行や殺人である。また、OPC が政治的紛争に介入する場合や利用される場合もある。例えば、ライバル政治党派の支持者に暴行を加える事態になったオウォ州やオンド州での事件がそれである」 [22a] (p11)

- 28.06 2001 年に発表された西アフリカ・レビューの OPC に関する情報によれば、OPC のメンバーが警察との武力衝突に関与することもあるが、同時に犯罪とも闘っているという。

「創設者であり議長でもあるフレデリック・ファセアン博士は、OPC を設立した目的は「地球上のあらゆるヨルバ族の権利を擁護するため」であると言っている。1999 年には意見の食い違いから、ガニユ・アダムス率いるグループが OPC 本体から離れて分派を形成している。OPC、特により過激なアダムスの分派は、警察との間で絶えず抗争を続けている。この民兵たちと警察の衝突の歴史を見れば、警察側が人員及び物質的にもかなりの損害を被っていることがわかる」
[27a] (p6)

「このグループの活動は武力闘争だけに限ったものではない。特に犯罪との闘いにおいては、OPC やバカッシ・ボーイズは良いことも行っている。一般市民の間では、警察は腐敗していて無能力で装備も劣っており信頼に足らないのに比べ、民兵組織のほうは腐敗とも縁がなく有効に機能しているという認識が行き渡っている。2001 年 6 月、ラゴス州知事ボラ・アーメッド・ティヌブは、ラゴス州警察の手には負えなくなっている犯罪者たちとの闘いに OPC の支援を仰ぐことに吝かではないと公に発表している」 [27a] (p7)

- 28.07 HRW の報告書では、OPC は南西部諸州の州知事その他の州政府高官とも密接な関係を打ち立てているとして、次のように述べている。

「ヨルバ族が大半を占める南西部諸州では、OPC は州知事や州政府高官とも緊密な関係を維持している。この関係は、州政府側と OPC 側が互いの目的を達成するために手を組み合う互惠関係である」

「州政府は、公式には OPC との関係を否定している。例えば、ラゴス州の検事総長と司法委員会議長は両方とも、州政府と OPC の間には何の関係もないとヒューマン・ライツ・ウォッチに語っている」

「OPC 指導者の大半も州政府とのつながりを否定しているが、実際には、一部の州知事その他州政府の要職にある人間と OPC との間には特権的及び直接的なつながりがある」 [22a] (p47)

- 28.08 一部の州知事は OPC の自警団活動を承認していると OPC に関する HRW の報告書は述べている。

「州知事の中には、連邦警察の無力さを強調しながら、法と秩序の執行のために OPC を使うことに賛成であると公然と語っている州知事もいる。こうした発言によって、連邦政府と直接対立する事態に陥っているところもある。特に、ラゴス州ではオバサンジョ大統領と衝突した知事が州内に非常事態宣言を発動すると脅した 2000 年 1 月の出来事などが挙げられる。ラゴス州知事ボラ・ティヌブは、警察が無力である限り犯罪に歯止めをかけるために OPC を使うことに賛成すると、事ある毎に表明している」 [22a] (p49)

- 28.09 OPC に関する HRW の報告書でも述べられているように、連邦政府は 1999 年に OPC を非合法化しており、OPC の活動を抑圧するように警察に指示している。

「1999 年、連邦政府は OPC を非合法化することを発表し、OPC に対しては容赦なく取り締まるよう警察に命令している。OPC を「見かけたらその場で発砲する

こと」と警察が命令されていたことに加えて、非合法化措置をOPC側が公然と無視したことから、警察による高圧的かつ残忍な取締りを招くこととなった。OPCの会合に警察は日常的に襲撃をかけ解散させ、多数のOPCメンバーが警察により殺害され、何百人もが逮捕された。逮捕された者が起訴にまで至ったケースはほとんどない...しかし、こうした取締りにも関わらず、OPCは、一部が地下に潜ることはあっても、依然として機能し続けているだけでなく、連邦政府や警察によるOPC壊滅を目指す攻撃に対してしばしば大胆かつ公然と挑戦を繰り返している」[22a] (p2)

「...政権についたオバサンジョ大統領は時をおかずにOPCを禁止した。しかし、公式に表明され、またメディアでも大々的に報道された「禁止」措置ではあったが、その措置が官報などの刊行物の形で正式に法律として発表されることはなく、また、連邦議会による立法化も行われてはいない。この禁止措置に果たして法的有効性があるのか、あるいは大統領が特定の団体をこのような方法で非合法化する権限を有しているのか疑問を呈する人の数は多い。いずれにしろ、OPC側はこの非合法化措置を組織ぐるみでまったく無視しており、そればかりかOPCの指導者を含む一部メンバーの間では、この禁止措置を連邦政府による挑発行為として言い立てる絶好の機会としてとらえている」[22a] (p45)

- 28.10 米国国務省 2005 年報告書は、警察による OPC メンバーの逮捕が相変わらず続いているとして、次のように記している。

「連邦内部でのヨルバ族の集団的権利の促進を目指すという主張を掲げて南西部で活動するヨルバ族過激集団の人民会議 (OPC) のメンバーに対する逮捕は依然として続いている。死者を出すような争いが 10 月(2005 年)にOPC派閥同士間で起きた後、フレデリック・ファッシュエン博士とガニユ・アダムス首長が拘留され、非合法組織の運営と破壊行為の扇動の嫌で告発された。12 月 1 日 [2005 年] には、ファッシュエン、アダムスその他 4 名が反逆罪、非合法武器の所持ならびに非合法組織への所属により告発されている。12 月 21 日、アブジャ最高裁判所は彼らに対する保釈を却下し、年末現在、6 名全員が拘留中となっている」

[3a] (Section 1d)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

秘密結社

- 29.01 ACCORD/UNHCR の 2002 年出身国情報セミナー報告書のナイジェリアの項は、次のように述べている。

「秘密結社の名前が知られるにはそれなりの理由がある。秘密結社の大半は一般にはまったく知られておらず、最もよく報道され研究されているのはヨルバ・オグボニ結社である。秘密結社の総数を推定するのは難しく、1000 の単位で存在するとも考えられる。特定の村落と結び付いたものもあれば、民族共同体及び／若しくは政治集団と関連している秘密結社もある」[31] (p166)

「...秘密結社（どのような結社、クラブあるいは友愛会の類でも）の一員になると富や社会的統合を手に入れることも可能なため、家族の生存と社会的地位にとっては非常に重要な意味をもっている。通常は秘密結社への入会が無理強いされることはないが、結社の一員にしたほうが好都合であるような個人に対しては入会の圧力がかけられる可能性はある。また、結社は誰でも入会を認めるというわけでもなく、勧誘するとすれば高い名声を得ている特定の家柄の人間が対象となるであろう。特定の地位が自動的に引き継がれる（つまり、息子が父親の後を引き継ぐような）という決まりがあるとは考えにくい、伝統的に新しい会員候補者を勧誘する権限をもってきた家系の者がその地位に最も相応しい人選を行う可能性は高い。万一、この候補者が、彼又は彼女のキリスト教信仰などの理由から入会を希望せず、かつその家系から他に適当な候補者が見当たらない場合には、当該候補者が村八分に遭い財産や相続遺産を失う場合もあるが、生命を奪われる心配はないとされる」[31] (p166)

「儀式目的や食人風習のための人身御供は、実際に起きたとしても極々稀にしか起こらないものである...広く報道された事件としてはボルノ州のマイデュグリで起きた多数の児童が誘拐された事件がある。この事件では誘拐された児童は南部のイグボ族の共同体に儀式目的で売り飛ばされている。体の一部の部位が消失した遺体が発見されることは珍しくないが、伝統儀式においては誰かを生きたまま埋めることを恐れているという事情によるものと考えられる」[31] (p166-167)

「秘密結社が持つ権力の源泉は、それらの結社には超自然的な力があると広く信じられていることによる。秘密結社はこうした恐怖に付け込んで忠誠心を引き出している。しかし、秘密結社を脱退すれば結社から必ず暴力的な仕打ちを受けるとは限らない。秘密結社が行う迫害の理由として最も考えられるのは、秘密にしておかねばならないと考えられていることを外部に洩らすことであろう。そのようなケースでは、秘密結社は独自の影響力ネットワークを駆使して、当該漏洩者が国内のどこにしようと、あるいはヨーロッパへまでも追跡していくことは考えられる」[31] (p167)

「秘密結社に脅かされている人間を警察や裁判所が保護するかどうかは何とも言えない。警察官や裁判所の職員がその特定の結社のメンバーかもしれないしそうでないかもしれないからだ。大学などに広く見られる学生の代表チームとは異なり、こうした秘密結社が公然と戦闘行為を行うことはないが、結社のタブーを破る行為をした者に対してはほとんどが毒を使って処刑する言われている。そのようなケースでは、警察の腐敗振りから考えて、犯人の捜査を中止するように取り計らうことは難しくないのである」[31] (p167)

目次へ戻る
資料リストへ

オグボニ結社

29.02 カナダの移民難民局 (IRB) の調査部は、2005 年 7 月 12 日付けの出身国情報調査回答書の中でオグボニ結社について触れている。この結社の情報については、ナイジェリア出身の政治学教授とアメリカ人の人類学助教授の助けを得ている。IRB の調査回答書は次のように述べている。

「オグボニ結社について語る方法について、政治学教授は、オグボニ「結社」のメンバーは自分たちの組織を「カルト」や「秘密結社」と呼ばれることには抵抗を感じ、おそらく自分たちのことをフリー・メイソンと同様の「ロッジ（支部）」の会員だと規定するだろうと言っている（2000 年 4 月 13 日）。人類学助教授のほうは、ナイジェリア国内ではオグボニは「秘密結社」と呼ばれるのが普通であるが、オグボニのメンバーは自分たちを商売や結婚などの事柄でお互いを助け合う社交クラブと自己規定したがるはずだと言う（2000 年 4 月 14 日）」

「...米国在住の上記二人の学者によれば、オグボニのメンバーは厳しい秘密の掟を守らねばならず、彼らの儀式については何も分からないという。人類学教授のほうは、同様の他のグループとの彼女の経験から言えば、入会儀式には多少の神秘的要素や「何らかの肉体的変容」が介在している可能性があるという（2000 年 4 月 14 日）」

「人類学教授が語ったところでは、一般的なナイジェリア人がオグボニ結社と関わりを持つのは、メンバーの誰かと問題を起した時くらいであろうと言う。彼女はまた、普通のナイジェリア人は秘密結社のメンバーが自分たちのやりたいことを魔術で実現する能力があると信じているため、秘密結社を恐れていると言っている。しかし、彼女の話では、大学をベースとするカルトのような暴力行為をこの秘密結社が行ったというのは聞いたことがないという。ただし、ナイジェリア人の中には、大学のカルトはオグボニなどの組織にメンバーを供給する導管の役目を果たしていると考えている者もいる」

「米国在住の 2 人の学者は、秘密結社の会費は非常に高く、メンバーは入会以前にかなりの額の金を持っており、誰もが簡単に入会できるというものでもないと言っている。彼女の理解では、「金とコネ」を持つ人間が自分が知っている結社のメンバーに入会したい旨を伝えることは可能であるし、メンバーたちは一般的には結社と関連を持っていることについて極端に隠したがることもないという（2000 年 4 月 14 日）。入会希望を打診されたメンバーは、その旨をオグボニ結社に伝え、そこで当該希望者に入会資格を与えるかどうか審査されることになる。2 人の学者は、家同士の繋がりを通じて入会の誘いが行われることもあると言っているが、政治学者は、どちらかと言えば友人を通じた入会勧誘のケースほうが多いという（2000 年 4 月 13 日）」

「両方の学者とも、オグボニのメンバーはナイジェリア金融界のエリートの一員であり、入会希望者は自分の懐具合及び／若しくは資金力を高めるのに役に立つ人間と接触を持つためのネットワーク手段としてオグボニ会員資格を利用することも多いと強調している。政治学教授は、オグボニが会員を「引き付けているのは結社が与える恩典と特権」であるとも言っている（2000 年 4 月 13 日）。人類学者は、社交クラブと「実行媒体」の両方の側面を持つ秘密結社は、金と権力を持つ人間に事が有利に働くナイジェリアでそのような人間の仲間入りするための手段として使われていると言っている（2000 年 4 月 14 日）...この結社の「実行」面

には、オグボニ会員同士の紛争も含まれる。そのような紛争が起きた場合、結社は単に内部的なゴタゴタを解決するための裁定手段として使われるだけでなく、メンバーに対して結社で規定する行動を遵守させるようにする機会としてもちょうされるという。しかし、メンバーがメンバーでない人間とオグボニに関する事柄を話し合うことはないため、具体的にどのような行動が期待されるのかについて彼女は何の情報も提供することはできなかった」 [38a]

- 29.03 オグボニ結社に無理やり入会させるという問題に関して、IRB 調査回答者は次のように述べている。

「個人がオグボニ結社への入会を強要されるということに関しては、政治学者は、そういう事例は最近では耳にしたことはないと言っている(2000 年 4 月 13 日)」

「...一方、人類学者は、オグボニ結社への強制入会は、一般的に行われていないとしても、可能性としては考えられると言う。彼女の話では、ある人の両親がメンバーであれば、自分の跡継ぎにもメンバーになってもらいたいと期待するのは当然である。そのような期待があれば、両親は子供に入会するように圧力をかける可能性はある...しかし、人類学者はまた、児童を入会させるのはオグボニの典型的なやり方ではないとも言っている(2000 年 4 月 14 日)。オグボニの入会勧誘は通常は年配者または成熟した人間に対して行われ、そこではその人間が「完全な人間(一人前)」であるかどうかの指標となる既婚者であるかどうか、子供はいるかどうかなどといった条件が考慮されると言っている」

「また、人類学教授は、入会を希望しない人間に結社が熱心に入会を勧誘するケースを 1 つだけ考えことができるという。それは、その人間の両親が、通常はその子供が産まれる前に自分の子供を結社に「捧げていた」場合だという。その場合には、生まれた子供に両親が結んだ約束を実行するように迫る可能性はあるという。結社に捧げられた子供は両親がメンバーであることを知らされずに成長する可能性もあるという。そのような場合、その子供が入会するに相応しい状況になったと判断される時期までは、当人への接触は行われない可能性がある。それは年齢的に言えば、当人が 30 歳か 40 歳くらいになった時と思われる。また、人類学者がナイジェリアで同居していた人たちはオグボニであったが、彼らは 30 台後半になるまで確か入会していなかったはずだとも付け加えている」 [38a]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)